

## 公益財団法人メルコ学術振興財団 査読制度運用規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第3条に定められた目的を実現するべく、研究論文の水準向上を図り、その成果を普及するために必要な事項を定めるものとする。

### (査読の対象)

第2条 機関誌『メルコ管理会計研究』に投稿された論文を査読の対象とする。

### (査読者の選任)

第3条 論文の査読者は、査読者の専門領域を考慮して編集委員長が選任する。必要に応じて、編集委員長は編集委員に査読者の選任について助言を求めることができる。

2 査読者は、1つの論文につき原則2名とし、必要に応じて追加することができる。

### (論文の評価)

第4条 査読者はA、B、Cの3段階で論文を評価し、編集委員長に報告する。査読者が、原稿をそのまま掲載を可とする、もしくは修正のうえ掲載を可すると判断した場合はAと評価し、掲載すべきでない判断した場合にはCと評価する。修正のうえ再査読とする場合にはBと評価する。

2 査読者は、評価がA、Bの場合は修正すべき点を指摘し、Cの場合は掲載すべきでない判断した理由を提出するものとする。

3 2名以上の査読者の査読結果がAならば修正のうえ掲載を可とし、Cならば不受理とする。

4 査読結果がB評価の場合は修正のうえ再査読とする。編集委員長は必要に応じてもう1名査読者を選任することができる。

5 第1回の査読結果がA評価とC評価に分かれた場合は、編集委員長はもう1名査読者を選任する。

### (査読結果の通知)

第5条 編集委員長は査読結果を論文執筆者に通知する。

### (論文の修正)

第6条 論文執筆者は、論文の修正が求められた場合、査読結果が通知されてから1週間以内に修正原稿提出の意思および提出予定日を編集委員長に提示しなければならない。ただし、提出予定日は査読結果通知日から6ヵ月以内とする。

2 修正原稿を提出する場合は、修正原稿とともに、修正箇所の一覧表を添付して、編集委員長に提出するものとする。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、編集委員会の議決を経て行う。

附則

この規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。